

中近世ドイツにおける相続 パターンの決定要因

—— ルール・システム・パターン* ——

村 山 聡

中近世農村社会の現実において、政治と知の討議文化が重要な意味を持つ。

若くして亡くなったスザンネ・リュッテ (Rouette, 2003) は、未完に終わったヴェストファーレン、ミュンスター地方にあるディーステッデ (Diestedde) 教区のミクロ社会史研究の遂行に際して、本稿で問題にするマクロ社会史的な展望と軌を一にする基本的なこの論点をすでに明確にしていた。

また、ユルゲン・シュルムボーム (Schlumbohm, 1994)、ハンス・メディック (Medick, 1997)、デビッド・セービアン (Sabeian, 1990, 1998) に代表されるミクロ社会史的な農村研究は、農民の行動の現実における多様で柔軟な姿勢を明らかにしているし、とりわけシュルムボーム (Schlumbohm, 1994a, 1994b, 1998) は、法的社会的なルールと実際とのずれをより明示的に議論している。

本稿では、リュッテの議論を踏まえて、さらにその議論を発展させることによって、このずれが産み出されるメカニズムを検討することを課題にしている。

1. 「古き農民の伝統」理解からの脱却

ドイツ農民史も、また相続慣習の歴史も、「古き農民の伝統」のしがらみから長く解放されていなかった。日本における「イエ社会の伝統」と同じように、分析的理性が陥穽に陥る問題を抱えていたようであり、あまりにも複雑な議論になるか、それとも議論が閉塞するかのいずれかである (平山、1995)。リュッテ (Rouette, 2003, 145) によると、「現代に至るまでの農民の社会的ならびに経済的行動は、目的合理性ではなく、何百年も受け継がれた価値観や考え方によって規定されていると理解され」ていたため、その歴史的变化は議論されないままであった。農民は、「社会的にも政治的にも伝統的であること、つまり保守的」で「近代に対抗するもの」と看做されて来た。そのような理解の傾向は、19世紀半ば以降に特に強く、20世紀半ばに至るまで本当の農民世界を描くことを困難なものにしてきた。

このような理解の頂点にあり、非常に大きな影響を与えて来たのが、バルテル・フッペルツ (Huppertz, 1939) である。特に彼が1939年にボン大学に提出した博士論文の中で描いた農民の相続形態の地理的な分布図の影響力は大きい。フッペルツの研究は現在試みられている一農村の厚い叙述を目指すミクロ社会史研究とは大きく異なり、総合的であり、鳥瞰的説明的なものであった。資料となったものは1920年代に多く行われた地域研究の成果であった。彼によれば、その地図は1933年の相続慣習の分布状況を反映しているとしている。地理的な分布として、単独相続 (Geschlossene Vererbung mit Bevorzugung des Anerben) 地域と分割相続地域 (Realteilung) とが大

きく分けられ、さらにその両者の境界線には、混合もしくは移行地域 (Misch- u. Übergangsgebiete ; bzw. geschlossene Vererbung ohne Bevorzugung des Anerben) が描かれている。

フッペルツによる相続地域の分布の解釈は人種イデオロギーに満ちあふれたものである (Huppertz, 1939, 54-62)。北歐的・ゲルマン的法秩序においては、単独相続が支配的であり、1933年の時点で見られた分布はその法秩序の後退の結果だとする解釈である。その特徴は、第一に、もともとドイツ語圏全体が単独相続地域であったものが、西南ドイツに発する分割相続の慣習が広がって行くことによって、その地域が減少していったことをその地図は示している。第二に、分割相続の慣習の広がり、西南ドイツにおける中世期の都市システムの発展に基づくものであり、その淵源は、地中海地域の都市制度にあり、そこでの慣習が11世紀から12世紀に西南ドイツに広がったためであるとする。そして第三に、15世紀に新たな都市の成立が見られなくなった時点で、分割相続慣習の広がり、封じ込められたとする。

この単純な一般論は、最近の研究において決定的な批判を受けることになる。この分布地図がかなり大きな誤解を再生産し続けていたからである。さらに別の脈絡でも問題があった。一般論として、単独相続か分割相続かという問題は、相続に関する平等主義と不平等主義の違いとして理解されることが多い。土地と財産を継承する次世代での平等性が問題にされ、民主的な資本主義諸国の法体系においては、不平等主義的単独相続制度は廃棄され、過去の遺物となっている。日本においては、不平等主義的な長子相続制度は、イエ制度として、ヨーロッパ諸国の法体系を学び選択することで、19世紀末に導入された明治の帝国民法によって制度化された。そして、第二次大戦後の新民法制定によって、新たに平等主義的な相続システムが確立された。いずれの法制化のプロセスも異文化との接触によって確立されたものである。

日本の場合に、10石未満の分割相続を禁止した制度が導入されたのは1673年のことであるが (Hayami, 1983, 23)、ドイツの場合に、不平等主義的な単独相続制度を法体系として導入しようとした試みは15世紀まで遡って観察できる。また、中世末期から1620年代頃までを含むいわゆる「長期」の16世紀は、ドイツにおいては、活発な法体系の確立が試みられた時代であった。相続権に関するこの時代の鳥瞰図はまだ描かれていないものの、すぐに多くの特徴的な法制化の試みを見いだすことができる。トロスバッハが指摘しているものとしては、1555年のヴェルテンベルク、1571年のヘッセン諸領邦、そして1616年のバイエルンの事例がある (Trossbach, 1993, 302)。

多くの成立しつつある国家において、租税収入を確実なものにするためにも、相続の実際を把握し管理することが必要であった。ヴェルテンベルク地方の場合、国家の法制化は、分割相続慣習を単純化することに効果があったし、遺産目録の作成が義務付けられ、管理システムが確立された。しかし、行政のコストは非常に高くつくものとなった (Trossbach, 1993, 302)。この点は後に詳しく触れることにするが、他方で、15世紀以来多くの領邦では、徳川日本と同様に分割相続の制限や禁止に関する法制化の試みが頻繁に観察できる (Rouette, 2003, 149)。

まだ史料調査が継続中であるため確定はできないが、17世紀末から18世紀後半にかけては、そのような法制化の新たな試みはあまり見られない。しかし、再び18世紀末から非分割相続の法制化の討議と試みが活発化する。プロイセンでは1794年の一般ラント (国土) 法 (Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten v. 1794) (石部, 1992, 221-227) によって相続権と相続財産の可分性が法制化された。そのために、農業改革による土地の分割は、社会と国家の秩序の危機につながるという議論が法制化の当初から活発に行われた。農地と相続財産の可分性は農場の細分化につながり、「力のある中農層」の存続を危うくしてしまうという議論である。この議論はいろいろなバリエーションを伴いつつ、農場の分割相続は「国家の福祉」に反するものであるという主張となっている (Rouette, 2003, 153-154)。

このような議論は、プロイセンだけではなく、ザクセン、ハノーファー王国、バイエルン、ヘッセンなどあらゆる領邦にも広がり、多くの単独相続法の導入が試みられた。そのような法制化の試みの最終的な帰結はナチスの時代、1933年に導入が図られた「帝国世襲農場法」(Reichserbhofgesetz) にまでつながるように思われる (Rouette, 2003, 154)。この世襲農場 (Erbhof) はナチスの用語である。ドイツ全体に非分割相続が法的な義務となったのである。一家族の生存に必要な農場は通常7.5ヘクタールとされ、125ヘクタールを越えない範囲で、すべての農場が官権によって「世襲農場」として世襲農場記録簿 (Erbhöferolle) に登録された。そして唯一この世襲農場の所有者が農民 (Bauer) と呼ばれたのである (Schlumbohm, 1998, 49)。

15世紀以来の国家権力による単独相続制度の法制化はここで頂点に達することになる。土地と家族の絆、あるいは、ナチスの用語では「血と大地」(Blut und Boden) の絆が法制化されたのである。シュルムボームによれば、このナチ期の単独相続制度の導入がどのように具体的な効果があったかについては、十分体系的な研究はなされていないという。しかし、単独相続地域とされる北西ドイツに関する二つの地域研究は、このような全面的な法制化においても、その相続制度が貫徹されていない多くの事例を見いだすことができることを証明している (Schlumbohm, 1998, 51)。

さらに詳細な法制化のメカニズムを検討する必要があるが、以上の概観から、ここで主張したいことは、単独相続制度のイデオロギーの主な担い手はまずは領主等の為政者であるという点である。言い換えれば、単独相続制度をイデオロギーとして長期に持続させることができたのは、人的結合国家から領域国家そして租税国家へと発展する過程における国家レベルでの利害、つまり、国家の福祉、国家の秩序、そして安定した国家収入にあり、個々の農民が単独相続制度を選好するかどうかは別の次元の問題だということである。その意味で、エマニュエル・トッドの議論を批判する若尾 (若尾, 2004, 7-9) とはまた別の次元でも、単独相続制度と分割相続制度を平等性の問題として取り扱うことによって議論が混乱することが分かる。

そこで次に理論的な意味でも議論を整理するために、最近の近代移行期に関するドイツ語圏の研究成果に基づいて、相続慣習に関するルール、システムそしてパターンの違いについて考察する。この点でも、すでにリュッテは現在の研究傾向を総括することに成功している。

2. 一般論と一般化の限界

伝統的な農民理解による静態的な観察が決定的な変化を見たのは、歴史人口学的研究の成果と家族そして世帯の社会史の研究成果による。ドイツ語圏では歴史人口学的研究はイギリスやフランスほどに活発に行われていたわけではないが、徐々に重厚な事例研究が蓄積されてきた。とりわけ、ペーター・クリーテ、ハンス・メディックそしてユルゲン・シュルムボームがいたゲッティンゲンのマックスプランク研究所はその分野での重要な研究拠点であった。その研究所との交流において、デビッド・セービアンは数多くの研究成果を発表した。しかし、この研究所には現在、シュルムボームだけが残っており、彼自身の現在の研究領域は歴史人口学というよりは女性史・社会史の分野である。

また忘れてならないのは、ベルリン自由大学のアルトゥーア・イムホフであり、死亡に関する彼の研究成果はマイクロ社会史研究においては、残念ながら十分に利用できていない。また、マインツ大学のミヒャエル・マテウスとヴァルター・G・リョーデルを中心としたグループ (Matheus & Rödel, 2000)、あるいは、ミュンスター大学のウルリッヒ・ピスター、そして、ゲオルク・フェルティッヒらによって、歴史人口学的研究は継続されている (Fertig & Pfister, 2000)。また、ケンブリッジ大学のシェイラ・オギルビー (Scheilagh Ogilvie) は、2005年1月にケンブリッジグループのリチャード・スミスらと共に「ドイツの人口転換における経済、ジェンダーそしてソーシャル

キャピタル」(Economy, Gender, and Social Capital in the German Demographic Transition) というテーマの下、新たな研究プロジェクトを発足させた。

このプロジェクトは、18世紀以降を中心としたこれまでの多くの歴史人口学的地域研究とは異なり、射程範囲を16世紀にまで広げている。筆者もいろいろな機会に歴史人口学的家族研究の中心的な対象年代が18世紀以降であることの問題をすでに指摘して来た。3年間のこの研究プロジェクトの成果が大いに期待される。

また、周知のように、家族史研究の分野では、ミヒャエル・ミッテラウアーを中心としたグループの研究成果は非常に膨大なものとなっている。しかし、彼も退官し、次世代として期待されるマルコス・チェアマンも最近では農業史研究の方にむしろ重心を移しているように思う。また、家族史・女性史の分野では、カッセルのハイデ・ヴンダーも退官し、この分野でも研究の継続性が危ぶまれている。

ドイツ語圏全体で見れば、歴史人口学グループや女性史・社会史のグループは、研究者のごく一部に過ぎないことにも注意が必要である。より多くの一般史の分野、あるいは、ペーター・ブリックレの影響のもとに、近世国家形成に関して新たな議論を展開しているベルン大学のアンドレ・ホーレンシュタインらのグループの研究にも着目する必要がある。この9月にはスイス・モンテペリータで「下からの国家形成」と題して国際研究集会が開催され、筆者もここで、地方の法律家の役割についての議論を発表する予定である (Murayama, 2005b)。しかし、日本史の研究と同様に、歴史人口学グループと家族史・社会史グループとの関係はまだしも (Fauve-Cahmoux & Ochiai, 1998)、一般史グループあるいはグループ自体が存在していない中近世経済史研究との協働は、多くの場合に、欠落している。その中で、トロスバッハが展開している議論は、両者の対話の可能性を示唆しており注目し値する。この点について詳しくは次の章で取り上げる。

さて、1976年にセービアンは分割相続と非分割相続とを明確に区分することの問題をすでに示唆しており、それが後のヴェルテンベルクのネッカーハウゼンに関する詳細な親族関係の分析に発展する。さらにそれ以前にも、リュッテの紹介によれば、1974年には民俗学者であるコール (John Cole) とヴォルフ (Eric Wolf) が、アルプスに関して、相続法の異なるイタリア語圏のトレート (Tret) とドイツ語圏のザンクト・フェリックス (St. Felix) という二つの村に関して、その時点での集落構造、家族組織、農村の位階性、移民などの研究を行っている (Rouette, 2003, 159)。その調査の結果発見された驚くべき事実は、トレートの住民は平等原則に基づく相続システムを実践していると主張し、それに対してザンクト・フェリックスの住民は非分割相続の理想を大事にしていた。にもかかわらず、結果としての両者の住民の行動、つまり、相続パターンは、土地の分割による同じような状況になっているということであった。

規範 (Normen) と現実 (Praxis) との区別は相続の歴史研究において、シュルムボームが、ベルムの村落研究で明らかにしたように共通理解となった。その点でも、法制度あるいは地域的な慣習とし、地域の同質性を主張する地域区分の意義は大きく減退した。その場合、ここでも重要なのはトロスバッハの指摘であり (Trossbach, 1993, 299-303)、16世紀以来、相続ということについては、農民と領主、そして後には国家の当該機関 (Instanzen) との相互作用が観察できるということである。法の行使・実行は、現代とは異なり、決定事項ではなく、裁量の余地のある交渉ごとだったということである。相続に関するものだけではなく、多くの条例や法令は実行されず、また、現実のずれが存在したのであり、それが初期近世の国家の特徴だったとシュルムボームは指摘している (Schlumbohm, 1997)。

法的拘束力が弱く、法体系と現実との多彩なずれのため、村落研究は各村落のそれぞれの特徴を明らかにすることになり、このずれの存在を除いて、一般論や一般化はことごとく難しくなってい

る。まず批判の対象となったのは、マクファーレンが提起した英国の個人主義対大陸ヨーロッパの農村社会との対比である (Macfarlane, 1978)。大陸では農地への強い愛着が見られ、土地を先祖から引き継いだある家族は、次世代にその財産を引き渡すための責任を感じ、土地に家族の名前を残すことを優先的とする社会であり、そのような社会は、中世に起源を有する英国の市場主義的な個人主義社会とは好対照であるという議論である。

その議論に対して第一に、英国内部でも多くの批判が試みられた。また、ドイツの事例として、ヴェストファーレンのベルムの分析をしたシュルムボームの場合も、ヴェルテンベルクのネッカーハウゼンを分析したセービアンの場合も、農民の土地へ愛着を事実として見いだすことが困難であることが指摘された。

また第二に、土地市場の成立と土地への愛着との関係も単純なものではなかった。メディックが観察した同じくヴェルテンベルクに属するライチンゲンでは、分割相続が支配的なネッカーハウゼンや単独相続が支配的なベルムとは異なり、同じ村でも複数の相続パターンが観察された。下層農民の場合に、家は一人の子供に相続させるのに対して、土地は分割され、中上層農民の場合には、土地財産は長期に安定的に相続されていた (Medick, 1996, 172-181, 325-334)。

また、土地市場が大いに発達していたバーゼル近郊のブレッツヴィル (Bretzwil) では、1695年と1750年を比較した時、土地所有が一つの家族で継承されたのは半数であるものの、史料で確認できる土地取引の半数近くは親族内での売買となっていた。それに対して、土地市場の発達があまり見られなかったベルムでは、単独相続地域であるにもかかわらず、父から息子へ、あるいは娘へと農場が継承される事例は決して支配的なものではなかった。ここでは再婚者の存在が、相続関係を複雑化していたことが指摘されている。多発する再婚が父系的な血統経路を攪乱するのである。この点は、リュッテが分析したディーステッデ (Diestedde) においても観察できる (Rouette, 2003, 161-163)。ここでは相続権の問題だけではなく、婚資権 (Ehegüterrecht) との絡み合いが争点になっている。

婚姻や離死別の際における男女の権利の問題は、婚姻の際に男女共に財産目録の作成を義務化したヴェルテンベルクの例を思い出させる。しかし、このような財産目録の作成は、ドイツ語圏では例外的な存在である。この点はまた後に触れることにして、第三の論点は、セービアンの研究から発している。近代化が人間の孤立を産み出すというのは一般的な共通理解であった。しかし、セービアンの研究だけではなく、近代資本主義社会の成立に際して、親族関係が重要な役割を演じていたことは、工業化時代については、すでにタマラ・ハレブンが指摘していたことである (Hareven, 2000)。

セービアンは前工業化期においても、親族関係が土地財産の相続において決定的な役割を演じていることを指摘している。平等主義的な分割相続地域であったネッカーハウゼンでは、財産は個人に帰属し、家族に帰属するものではなかった。しかし、その場合でも、核となる親族関係が、財産の相続、譲渡、売買において決定的な役割を演じていたとする。しかし、18世紀から19世紀初頭にかけて、この親族関係は大きく変化する。親族の結合関係の階層間差別が強くなり、階層内の親族の結合関係が強まり、結果として、女子は婚姻の相手として、また、労働力として、また、寡婦として、このネットワークにおいて重要な戦略的な地位を築くことになったという。

これはより現代に近づくに連れて、親族の結合関係が強まったことを示しているが、他方で、階層間格差は経済的な身分格差だけではなく、異なる親族ネットワークを通じて強化されたと見ることができる。しかし、ネッカーハウゼンでの観察はどこでも通用する一般論とはならない。フェルティツヒとプイスターによるヴェストファーレンの管区の研究では、土地市場や債務市場において、親族関係は社会的ネットワークとしては観察できないし、19世紀における変化も見いだし得ないと

いう。ヴェストファーレンのプロト工業地域に属するリョーネ (Löhne) 教区での研究がそれを実証した (Fertig & Pfister, 2000)。

これらの研究史を総括してリュッテは、農民の土地所有の相続関係は、歴史的変化とは関係のない固定的なものではなく、多くの歴史的な行為の選択可能性と戦略がありうることを示している。「歴史的な行為者のどのような関係がそれ自体家族的あるいは親族的として特徴づけられ、どのような状況において、これらの関係が、経済的、社会的そして政治的、またもちろん性別政策的な意味を有することになるのか」が問われるべきであるという (Rouette, 2003, 165-166)。

ここに至って、ヴィルヘルム・ハインリッヒ・リール (若尾, 2005) の用語に基づいたブルナーの「全き家 (Das ganze Haus)」論 (Brunner, 1980) は歴史人口学的にも経済史的にも、また家族社会史的にもそのままでは適用しない議論となった。しかし、そのために再び不透明になったことは、法制化と市場化、そして特定の相続パターンの地域的存在の意味である。

ルール (法と規範) とシステム (管理と市場) とパターン (行動の帰結) は区別すべき事柄である。経済人口学的なメカニズムが様々な相続パターンを産み出すことも多くの研究で明らかにされている。しかし、それとルールとの関係はどのように考えればよいのであろうか。これまでは、規範と現実のずれのみが指摘されてきた。そのずれはどのような条件のもとで生じたのであろうか。また、そのずれはどのような歴史的な経緯において変化していったのであろうか。ここでは、さしあたりまず、前者の問題だけに焦点を絞ることにする。

3. 社会管理としての家の道具化・公化とその歴史的変化

3-1. 宗教改革の意義

ドイツ語圏の権力者は相続問題に関して長く単独相続に執着していた。農地は分割されず、相続する家族も把握しやすい制度だったからである。しかし、家族や家は、はじめから社会的な管理の道具ではなかった。家や家族が明確に管理の対象となるのは、16世紀以降のことである。この関係を最も的確に指摘しているのもトロスバッハである (Trossbach, 1993)。

それに対して、ブルナーの「全き家」論への家族の社会史研究からの批判は、クラウディア・オーピッツが簡潔にまとめている (Opitz, 1994)。ブルナーへの批判におけるオーピッツの議論では、そもそも家経済の存在が問題にされている。1. 家経済が単位ではない階層、日雇い、官僚、専門職の存在、2. 史料的根拠となる貴族の経営は果たして家の経営なのか、3. 農民あるいは手工業家族の違いが見過ごされている点、4. 自給的な生計を営む農民は例外的存在であること、5. 経営内労働者家族 (Heimarbeiterfamilie) の存在も議論の対象となっていないことなどである。そして、6. 家父だけではなく、家母 (Hausmutter) にも着目する必要があると指摘している。

この批判点をさらにキーワードとしてまとめるとすると、近代化の過程における「専門職の登場」、「貴族所領の変化」、「生産関係」、「市場関係」、「経営関係」、「ジェンダー」となる。そしてさらにこれに追加するとすれば、「経済部門」の歴史的変化であり、この点がブルナーの最も重要な論点であるが、家族の社会史研究からは十分な検討が出ていない。また、その議論のイデオロギー的性格からブルナーの議論に触れない方がいいというオーピッツであるが (Opitz, 1994, 97)、彼女自身、この最後の点については十分に議論していない。

しかし、この点についても、家族や家を直接問題にしない周辺領域特に神学、教会史研究から決定的な修正が行われることになった。トロスバッハの整理 (Trossbach, 1993, 289) によると、農民においても、貴族においても、また君公においても (この場合は「国家」の意味において)、「家」という理解の共通性は、オイコス (oikos: ギリシア語 = 「家・棲家」および「環境」の語源、英語の habitat) の学としての「経済」(Ökonomik) の超時代的な理念の継続性によるものでは

なく、宗教改革によって産み出されたものであるという指摘である。この議論の発端は、宗教改革史家でルター研究を行なったスティーブン・オズメントの研究にある (Ozment, 1983)。

たとえば、アリストテレスの「倫理・経済・政治」の三分割は、ルターにおいては、経済が他領域を凌駕することによって、次第に脇に追いやられることになった。トロスバッハによれば、その過程は国政レベルでの議論の結果ではなく、「家」の意味が拡大解釈されるようになったからだという。宗教改革期の討議文化において、「人間は世帯の構成員として、最も良いのは家夫としてあるいは家母としてのみ道徳的」でありうるという理解が広まった。ルターの理解においては、中世末期の議論と比較すれば、トロスバッハの表現では、「家の意味が格段に増大している」 (Trossbach, 1993, 290)。

妻帯する牧師の登場、婚姻の新たな意味付けを通じて、生活の隅々に至るまでのキリスト教化についての理論的神学的整理が神学者において進められた。その結果、「家」はいわば公的な「造営物」(Anstalt) となったのである。その制度はもはや私的な事柄ではないものとして理解されることになる。筆者はかつて、その後の時代の宗教と婚姻との関係について、また、婚姻の制度化と婚姻年齢との関連を比較史的に考察したことがあるが (Murayama, 1990, 1999, 2001)、ここで注意する必要があるのは、宗教改革の「家」論は、規範論あるいは具体化を迫るようなイデオロギーではないということである。現実の社会形態においてすでにずっと存在するもの、あるいはずっと以前にまで遡ることのできる機能を神学的に写し出したものであった (Trossbach, 1993, 291)。トロスバッハはまだ控えめな主張に留まっているが、このことにより、家政論とオイコスとの概念の社会史的関係についてのブルナーの理解は、根本的な批判を被ることになったと考える。

現実に存在している「家」の諸機能が討議文化のレベルで正当に位置付けられた。その意味で、神学者の理解においても、また、現実においても、地域的かつ個別的な多様性の余地が出ることになる。道徳裁判、当時の政治概念としてのポリツァイの概念の発展、魂の書の記録、相続をめぐる多くの秩序化の試み、これらはすべて、家の「公」化と理解することができる。しかし、それは単一のプロセスでもなく、単一の結果も産み出さなかったからである。ヨーロッパではまさに多様な家の存在が法制化の過程において正当化されていった。それが相続パターンの地域性だと考えるが、未解明の議論が多くあり、まだ何らかの断言をできる状況ではない。

3-2 家の道具化・公化と市場経済化による変化

土地ではなく家が社会管理の道具あるいは公の存在として実際に観察できるかどうかであるが、筆者自身の個別研究においてもそれは実証できる (村山、2005)。対象としたのは、現在のノルトライン・ヴェストファーレン州に位置するヴッパータールである (村山、1995)。

詳細は別稿 (村山、2003) にゆずるが、中世末期から近世後期にかけての時代には、ある領域国家の人口数を総体としてマクロ的に観察するという事はなかった。しかし、だからといって、当時の社会がマクロ的に観察されていなかったかというとはそうではない。統計数値で表される集計量的な把握ではなかったということに過ぎない。近世社会では領主と領民との関係がマクロ的把握を成立させた。たとえば、ヴッパータールが一つのフィールドとして最初に認識されたのは、そのフィールドの住民に対して、領主による独占特権が付与された時である。農村および都市的定住地を含む特定のフィールドで展開されていた撚糸漂白業という生業において、1527年に領主は、当該の領民の861金グルデン (当時の金貨) という金額の支払いに対して、領邦国家内での生産と営業の独占特権を付与した。しかし、ここで領民あるいは住民という表現をしたが、これは正確ではない。ここでは家が、そして、家長が、史料上の経済主体の単位として重要な意味を有する。

1527年の特許状では、特権が付与された経済主体は、Haußmann (家の管理人=家長) であった

からである。その地域の住民に特権が与えられたというのはその意味で正確ではない。そこに居住する住民の各家の家長に特権が付与されたのである。そしてさらに興味深いのは、その特権に基づいて自治的な組織として発展した燃糸生業組合 (Garnnahrung) では、その後の1608年の規約では、その経済主体に関する表現が変化し、Garnnahrungsverwandte (燃糸生業親族) となり、1698年には、Handelsgenosse (商業仲間) という表現に変わっている (村山、2005、40-41, 47)。

このように特許状や規約書の表記の変化で観察できることは、第一に、16世紀初頭には、家は明らかに公の存在として確認できることである。そして第二に、17世紀はじめには、共同体は親族ネットワークとして理解されている。さらにその後、30年戦争を経た17世紀末には、第三として、経済的な発展と共に拡大した貧富の格差そして職業構成の変化が史料にも反映してくる。複数の親族集団の共同経営が、共同経営的経済というよりも、商業的な利害共同体へと変質した。

燃糸漂白業では、芝生地などの土地所有や水利権などが生産に欠かせない。また、その生産と販売は、地域の内部向けではなく、外部向けの生産であるため、商業活動がより多くの利益を産む可能性があった。その結果、土地など必要な財産を相続し、さらに、商業活動を展開した特定の集団が、その特許状の権利を代弁するようになっていった。土地・財産などの相続者と非相続者との区別が明確に進んだ (村山、2005、41)。

また、18世紀後半になると、領邦国家の領域全体を人口学的に把握することは当然のこととして理解されるようになる。主従関係による社会のマクロ的把握が集計量的なマクロ的把握へ転換するには、ヨーロッパ内でも紆余曲折があった。ただ、いずれにしても、前近代国家の当局の中心的な関心事は、領民と領主の間の権利と所有の関係から、生産と労働へと変化し、16世紀そして17世紀には男女の性と婚姻市場の管理が、そして18世紀には競争と生産の管理へと変化した (Sabean, 1990, 44-45)。

4. 史料の比較史からの展望—「婚姻の財産目録」が存在する地域と存在しない地域—

社会管理という意味では、集計量的なマクロ的把握の発展が近代化の過程として決定的に重要であり、それは中世以来の主従関係による把握からの転換過程として理解されると考える。この点について詳しくは別稿で論じたことがあるので (村山、2003)、ここでは省略するが、その議論を踏まえてより詳細に検討する必要があると考えるのは、異なった相続ルールが存在する個々の地域で相続に関する史料の存在状況が全く異なるということである。経済人口学的な史料分析によって相続パターンを抽出する作業は多くなされているが、その相続を記録する史料の存在が全く異なることについては十分な配慮がなされていない。公としての家、つまり社会的な管理の道具としての公の家と私の家との関係とその歴史的变化が当然問われる必要がある。

近代化の進行と共に孤立する個人が登場するというような単純な近代化論そして家族と市場を異なった論理に基づくものとして把握するブルナーの主張についても限界を示したセービアンの研究は、すでに指摘したように現在さらに新たな修正がなされつつある。近世社会における親族関係の研究は飛躍的な進歩を遂げた。他方で、セービアンが依拠したヴェルテンベルクの史料状況が非常に特殊なものであることが指摘されたことはほとんどない。史料に書かれたものから何が得られるかは問われて来たけれども、なぜ史料が存在しているのかが問われたことがないからである (村山、2003; Murayama, 2003, 2004, 2005a, 2005b, 2005c)。

トロスバッハの議論を踏まえると、家族制度に関する16世紀の法制化の過程は、現実の家族形態や相続形態から産み出されたものである。しかし、史料上の制約から、16世紀以前のドイツ語圏について、具体的な相続パターンを知ることができるのはまれである。財産目録なども存在しないわけではないが、17世紀以降のヴェルテンベルクで見られるような系統的なものではない。殺人事件

など特定の事件に係るものなど、特殊な事例において残されていることが多い (Mannheims & Roth, 1984)。この点についてはまた改めて論ずる予定であるが、ここでは、ヴェルテンベルクの史料状況とこれまでに確認できたヘッセンその他の史料状況とを比較してみることにする。

ヴェルテンベルクのラント法において、それが後に特に大きな影響を及ぼしたのは、第二のラント法とされる1567年のものである。第一のラント法は1555年に作成されており、第三は1610年のものがある (Sabean, 1990, 71, 210)。また、相続、財産、家族・人口史の具体像が判明する膨大な史料群が残されているのは17世紀以降である。そしてその場合も、30年戦争以前のものは少なく、多くは戦争の混乱で喪失したことが指摘されている (Sabean, 1990, 72)。ただし、史料の量的増加が顕著なのは、17世紀半ば以降であることも事実である。

セービアンンの整理によると、それらの史料群としては以下のものが挙げられる (Sabean, 1990, 72)。第一は、婚姻時の財産目録 (Inventuren) および死亡前および死亡後の分割財産目録 (Teilungen) であり、1627年から1870年までのおよそ3,000件の史料が残されている。第二に、1653年以降残されている不動産売買簿 (Kaufbücher)、第三に、1604年と1726年の租税台帳、第四に、1747年以降に残されている抵当権記録簿 (Unterpfandsbücher)、第四に、1746年に始まる裁判および共同体事務官記録 (Gerichts- u. Gemeinderatsprotocolle)、第五に、1747年に始まる管領刑事裁判記録 (Vogtruggerichtsprotocolle)、第六に、1727年以降の記録が残されている教会会議記録 (Kirchenkonventsprotocolle)、第七に、村落保全帳簿 (Gemeindepflegerechnungen) が残されている。この村落保全帳簿は、1710年、1720年、1730年のもの、そしてこの年以降、1794年までの5年ごとに残されており、1795年からは毎年の帳簿が残されている。第八は、教区簿冊であり、洗礼簿が1558年以降、婚姻簿が1562年以降、埋葬簿が1574年以降残されている。さらに、第九には、1808年以降の家族記録がある。

これだけの豊富な史料群を抱えている地域はほかにはない。分割相続地域であるが故のことであるし、また、史料作成が時代を下るにつれて加速度的に増大していることにも注目する必要がある。隣接するヘッセンの各領邦では、婚姻時の遺産目録、不動産売買簿などは全く残されていない。残されていないというよりも作成されていない。

セービアンが分析したネッカーハウゼンに限らず、ヴェルテンベルク地方の他の地域についても、さらに詳細な史料調査が必要であるが、初期段階において、単純に紛失があったとはとても言えない。当局による財産管理において、これだけ膨大な記録を作成する必要が17世紀後半以降増大していったのである。また、18世紀末から19世紀にはそれに係る書記官の数による負担が問題にされるようになり、単純な相続制度の導入が叫ばれることになる (Mannheims, 1991, 50)。というのも、この管理システムは多大な行政費用がかかる制度であったからである。

これと比較すると、ヘッセンの北部・中部などの単独相続地域では、土地あるいは村落を核にした中世末期以来の財産管理システムが見られ、残されている記録も至ってシンプルである。18世紀後半以降には、むしろ、地図化された土地台帳などが、史料群としてはより発展する。地図化された土地台帳には、所有者名が記されているものがあり、さらにその地図的な記録と同時に土地登録簿が残される。これは、財産の所有関係において複雑化を極める分割相続ではなく、単純な相続システムにおいてのみ可能な財産管理のシステムである。小都市に関してヘッセンに残されているこの記録について、現在、ホルガー・グレーフ (Holger Gräf) を中心に詳細な検討がなされつつある (<http://www.uni-marburg.de/hlgl/lagis/> or <http://www.lagis-hessen.de>)。

また、中間権力が存在しないため、民衆の財産移譲の詳細が領邦国家レベルでの公的な記録としても残されたのがヴェルテンベルクの特徴である (Sabean, 1990, 75)。その意味で、家族内の細部の財産移譲・贈与・売買を詳細に観察することができる。逆に言うと、中間的な権力関係が錯綜

している地域においては、このような記録がないからといって、そのような複雑な関係がないとは言えないということでもある。つまり、上位権力に対しては、一定額の租税を納めることで事が足りるのであるから、家族内あるいは親族内の細かな変動まで公にする必要がないのである。公的な文書としての記録が残るといのは、男女間、世代間での財産の相続、継承の際に、より個人の財産の自覚が高まることになろう。それが証拠に、このような地域では、遺言書の作成も見られる。

財産目録などの史料が残ることが少ない単独相続地域といえども、シュルムボームが指摘しているようにその場合の相続のルールは決して固いルールではない。つまり、相続パターンが生ずる社会システムとしての融通性が存在していたと考えられる。しかし他方で、財産の移譲や贈与が細部に渡って記録されることは、その地に住む民衆にとって、父親の権利というような圧力についても、明文化されることになり、民衆の私有財産に関する心性に大きな影響を与えていたことも確かであろう。

さて本来は、ネッカーハウゼンという村落の歴史的・地域研究の紹介が必要なのであるが、セービアンの研究は総合的な地域研究としてのフィールドサイエンスとは異なる（村山、1989）。1990年の著作とその後の1998年の著作においては（Sabean, 1990, 1998）、社会経済史、法制史に関しても丁寧な記述がなされているが、それらは議論の背景であり、家族や親族のあり方を抽出することにより社会を観察する歴史人類学的手法が取られている。資料上豊富な家族や親族ネットワークの情報に基づき、旧来の階級形成の議論に一石を投じたのである。しかし他方で、そのため、人口構造の変化や歴史人口学的な変動へのオーソドックスな議論は研究の背後に消えている。

ここではさしあたりセービアンが紹介している農民の一事例を紹介することにする（Sabean, 1990, 194-197）。夫婦の財産は、財産目録によると三つの部分に別れる。第一は、妻がもたらした財産、第二は、夫がもたらした財産、そして第三は、二人が稼いだ財産あるいは失った財産である。夫や妻がどのように財産権を行使したのかも興味をもたれるところであるが、ここでは、財産目録に記載されている内容を紹介したい。

ここで観察する夫婦は、1705年にハンス・エルク・ハインリッヒ・ショーバーの息子ドルフとハンス・エルク・ベックの娘であるエリザベートである。彼らは二人ともネッカーハウゼン生まれで、1705年に結婚をした。二人とも初婚であった。結婚後3ヶ月後にその婚姻の際の資産の一覧表が作られた。これがこの時代に使用された表現ではインヴェンティーレン（inventieren=inventory：財産目録を作成する）である。耕地、草原、ぶどう畑、菜園、亜麻栽培地などの土地は一筆ずつ正確な大きさと場所、地代、債務などが記され、その貨幣価値がグルデン（fl.=初期の金貨であり、最も古いものが1252年にフィレンツェで発行され、florijn（フロライン）と呼ばれたことに由来す

表1：婚姻の際の資産（1705年）と妻の死（1731年）の時点での夫婦それぞれの資産

	夫	妻	計
土地	135 fl.	242 fl.	277 fl.
動産	0 fl.	90 fl. 36 kr.	90 fl. 36 kr.
(1705年の婚姻の際の資産)	135 fl.	332 fl. 36 kr.	467 fl. 36 kr.
1731年時点での価値	161 fl.	272 fl. 11 kr.	433 fl. 11 kr.
遺産			
父	79 fl. 20 kr. (1710)	32 fl. 53 kr. (1726)	
父	40 fl. (?)		
祖父		16 fl. 30 kr. (1708)	
その他*	53 fl. 1 kr.		
計	333 fl. 21 kr.	321 fl. 34 kr.	654 fl. 55 kr.

出典：Sabean, 1990, 194-195より作成。*：農民としての継承資産（衣服と道具）。

るための略語)とクロイツァ(kr.=ドイツの銅貨でKreuzerの略語)で表示された。因にこの夫婦の場合、婚姻の際にそれぞれが有していた資産の価値は表1の通りである。

1731年にエリザベートが死に、残された夫である農民ルドルフは、14歳の一人娘エリザベートを有していた。妻の死後、やはり3ヶ月後、家族の全財産の目録が作成された。家と納屋、またそれぞれの土地は分けて記され、家族財産の新たな価格評価が下された。動産についても、「鉄の料理器具」、「耕地・農業用具」、「台所用品」、「リンネル類と寝蓐」などというように題目も記された。不動産と動産、貸し付け、負債などで、その時点の家産総額は、表2のように1278 fl. 6 kr.と評価された。

表2の1278fl. 6kr.の家産の内、夫婦が婚姻の際に持参した総財産が表1で評価された654 fl. 55 kr.であった。家産全体の1278 fl. 6 kr.から、この家産増加分から埋葬費用の7 fl.を引いた647 fl. 55 kr.を引くと、630 fl. 11 kr.となる。これが家産総額の中で、夫婦で分割する部分となる。結婚してからのこの増加資産は、夫と妻が均分に相続する。その額は、630 fl. 11 kr.の半額で、315 fl. 5 kr.と計算された。その結果、死亡した妻が残した財産は、総額で629 fl. 39 kr.と計算される。

この金額に基づいて、死亡した妻の財産が分割相続されることになるが、この場合、夫と娘一人だけが残されているため、妻の死後に残された財産の629 fl. 39 kr.を、その3分の1(209 fl. 53 kr.)を夫が、娘が3分の2(419 fl. 46 kr.)を相続する。もし二人の子供がいた場合には、3分の1ずつの相続になり、さらに子供がいた場合には、夫と子供の人数に分割され、均分相続されるという(Sabean, 1990, 196)。

以上のような相続パターンの結果、表3のように、夫と娘は財産を相続することになる。しかし、

表2：1731年時点での家族の総資産

		貨幣価値
不動産		1130 fl. 59 kr.
1. 家と納屋	300 fl.	
2. 土地	830 fl. 59kr.	
動産		214 fl. 29 kr.
貸し付け		4 fl. 58 kr.
小計		1350 fl. 26 kr.
借金		-72 fl. 20 kr.
総計		1278 fl. 6 kr.

出典：Sabean, 1990, 195より作成

表3：分割された財産

	夫	娘	計
持参	161 fl.		161 fl.
相続	119 fl. 20 kr.		119 fl. 20 kr.
農民継承資産	53 fl. 1 kr.		53 fl. 1 kr.
獲得資産	315 fl. 5 kr.		315 fl. 5 kr.
妻もしくは母の財産の分与	209 fl. 53 kr.	419 fl. 46 kr.	629 fl. 39 kr.
総計	858 fl. 19 kr.	419 fl. 48 kr.	1278 fl. 6 kr.

出典：Sabean, 1990, 196より作成

この資産は、すぐさま分割されるわけではなく、帳簿上、それぞれが有する権利が確認されたことになる。この後、さらに娘の婚姻、夫の再婚あるいはその他の労働のやりとりなどにより複雑な貸し借りが開始される。

また、注目すべきなのは、このような分割相続に関する財産目録作成に参加するのは、村長 (Schultheiss) に加えて、村落裁判所の二人のメンバーである孤児審判員もしくは財産目録作成者であり、さらに、ネッカーハウゼン近郊の都市ニュートリンゲンの役人、利害関係者が加わる。娘が結婚しているような場合は夫が保護者として立ち会うが、この例の場合は、娘の母方のおじが保護者としてその権利の保護のために立ち会っている。保護者は亡くなった配偶者の近親者が通常立ち会う。そのため、結婚、未婚、多くの子供のいる場合、20人近い立会人となることがあった (Sabean, 1990, 197)。高い死亡率の時代に、別離、再婚、結婚など複雑な人的関係を産み出すだけに、財産の相続、分割は複雑きわまりないものとなるし、財産目録の作成においても多大な労力が必要となる。

婚姻時あるいは死亡時の財産目録あるいは死亡前に作成される遺言書などの史料は確かに多くの事柄を示してくれる。しかし、後者の遺言書の作成は、イギリスの例などと比べると (高橋, 1999)、ネッカーハウゼンでも比率はそれほど高くない。たとえば、18世紀後半に残された財産目録が480件であるのに対して、遺言書は10件程度である (Sabean, 1990, 203)。

ところで、ここまで全くこの村の特徴を見て来なかったが、村落規模とその人口変動は、30年戦争の決定的な影響を受けている。その人口学的な影響による家族、親族関係のパターン変化に注目すると、セービアン議論も一定の留保が必要となる。

セービアンの作成した人口数の表は正確な数字とは言えないようであるが、それでもおおよその人口変化の概観は掴める。表4にあるように、30年戦争前半の時点で500人程度の人口規模であったものが、30年戦争後には80人程度にまで落ち込んでいる。そこから次第に人口は回復するが500人の規模に復帰するのは、1770年代以降のことである。しかし、その後も人口増加は続き、19世紀半ばには900人前後の人口を示していたようである (Sabean, 1990, 41)。なお、セービアンが示している人口数は、教区簿冊から算出しているようであり、各年代の平均値である。

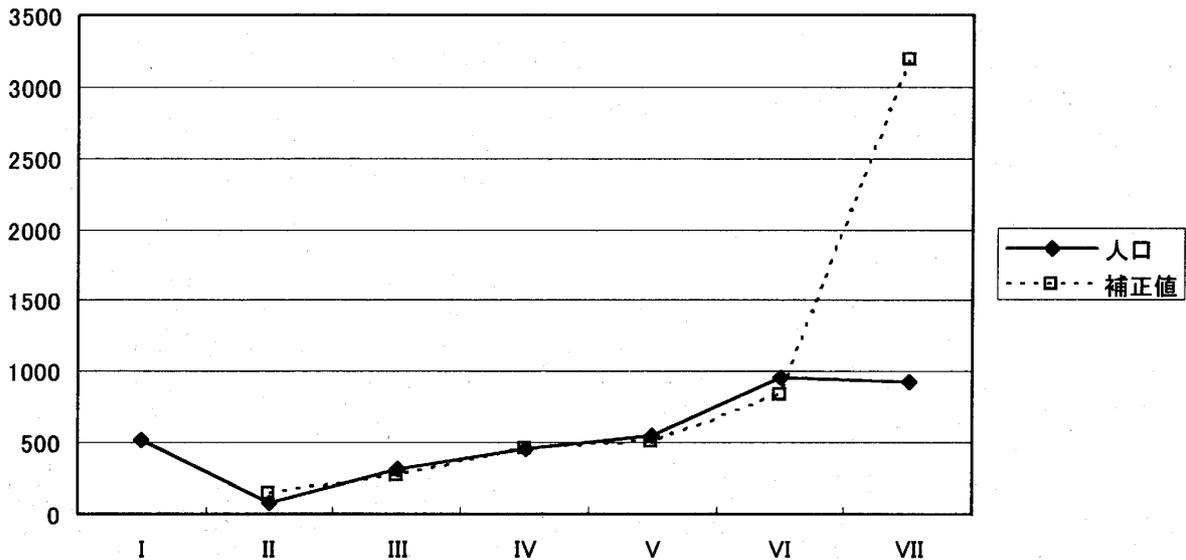
残された財産目録の数もその人口変動に合わせて増加している。1627年から49年にかけての23年間で残された財産目録は、55件であるのに対して、17世紀後半 (1650年から99年) にかけては244件、18世紀前半が456件、18世紀後半が480件、19世紀前半が790件、そして、最後は1850年から1869年の20年間で1251件が残っている。財産目録が作成される経緯とその性格の変遷も当然考慮する必要がある。特に急激に人口を喪失した30年戦争期とその前後、人口回復期、そして、人口数が30年戦争以前に復帰して以降の変化は明確に区別する必要があるだろう。特に30年戦争以前の時期から30年戦

表4：ネッカーハウゼンの人口変化と財産目録および遺言書の量的変化

期間	人口 (年代)	期間の年代 (補正)	財産目録	遺言書	総数 (補正值)
I	516 (1620-29)				
II	79 (1640-49)	1627-49 (1600-49)	55	7	62 (135)
III	321 (1690-99)	1650-99	244	9	253
IV	455 (1740-49)	1700-49	456	3	459
V	550 (1790-99)	1750-99	480	10	490
VI	953 (1840-49)	1800-49	790	18	808
VII	924 (1860-69)	1850-69 (1850-99)	1251	23	1274 (3185)

出典：Sabean, 1990, 41, 203より作成。なお、補正值というのは、各期間において、1627年から49年あるいは1850年から69年と年数が少ない期間について、単純に50年間分として補正した数値である。該当する期間は、II期とVII期である。

グラフ1：ネッカーハウゼンの人口変化と財産目録・遺言書（補正值）の量的変化



出典および説明：このグラフは表4の数値に基づいて作成されており、人口数については、第I期は、1620年から1629年にかけての平均値であり、第II期の数値は、1627年から1649年の数値である。人口数については、各年代の最後の10年間の平均値である。補正值というのは、財産目録と遺言書の数を合わせた総数の補正值である。第II期と第VI期の財産目録と遺言書の総数については、年数にあわせて補正しているため、第II期の数値は17世紀前半、第VII期の数値は19世紀後半の数値を示している。

争後、さらに、19世紀後半の傾向については、注意が必要であることが、グラフ1から明らかである。

筆者の考えでは、この地域の財産目録の作成については、30年戦争時の多数の死者に伴う混乱から、このような丹念な記録が開始されたのではないかと推察する。土地を失った人というより、人を失った土地が多くあったと考えられるから、まさに戦後の復興期において、独特の人間関係が形成されたと言っても過言ではないであろう。また、19世紀後半については、人口は停滞傾向にあるにもかかわらず、財産目録の作成等は継続的に増加している。農民そして手工業者など、財産目録を作成する階層の問題が関係しているようであるが、この点は財産目録等の原史料に基づく、さらに詳細な検討が必要である。つまり、セービアン議論も歴史人口学的な変数のおよぼす影響を考慮しておく必要があり、彼の親族関係の意味とその変化の議論はかなり慎重に評価する必要があると考える。

5. まとめ

以上の議論を踏まえると本稿は、以下の5点にまとめることができると考える。

1. 家の論理と市場の論理を区別するブルナーの議論に対する批判において、最も重要なことは家族の社会史研究に基づく家族パターンの実体に関する議論に加えて、「家」を公的存在として見る見方にある。つまり、古きオイコスの学と「家」論が結び付けられるのではなく、宗教改革期における「家」の実体の神学化そして政治化である。それが公的な家を把握する法制化への決定的な影響を与えることになった。
2. 「家」の現実の存在が神学的に理論化されたのであるから、その意味で、神学者の理解においても、また、現実においても、地域的かつ個別的な多様性の余地があることになる。というのも、道徳裁判、当時の政治概念としてのポリツァイの概念の発展、魂の書の記録、相続をめぐる多くの秩序化の試み、これらはすべて、家の「公」化と理解することができる。ただし、それは単一のプロセスでもなく、単一の結果も産み出してはいない。ヨーロッパではまさに多

様な家の存在が法制化の過程において正当化されていった。それが様々な相続パターンを産み出す地域性だと考える。

3. しかし、この議論をさらに展開するためには、そもそもドイツ語圏の財産目録に関する体系的な研究が少ないことが問題である。今後の詳細な検討が必要である。ただ、少なくとも相続パターンに関しては、実際の相続のあり方、法的なルール、そして、それらを決定するメカニズムという三者を明確に区別して理解する必要があることは指摘しておきたい。相続のルールを産み出すメカニズム、相続パターンを産み出すメカニズム、そして、それが機能する社会システムとの関連を問題にすべきであり、法制史、歴史人口学あるいは経済史的な家族研究と人類学的な歴史的家族研究との接合を試みる必要がある。
4. また、その分析方法の一つとしてここで提示したのは、史料の存在とその背景に着目する歴史研究である。その意味で、ヴェルテンベルク地方の史料についても、家族社会史の分野以外でのさらなる検討が必要である。財産目録の存在と家族制度の変遷との関係についての議論はほとんどなされていないし、相続パターンと財産の質の変化の関係も決して明確ではない。さらに相続パターンの分析においては、教区簿冊に基づく歴史人口学的研究の多くがそうであるように、大量現象の観察が継続されはじめてからの分析が中心となる。16世紀や17世紀の初期段階の史料は多くの場合、統計的な処理が難しく錯綜した記録であるからである。しかし、質的な分析はそこで効果を発揮するし、後の数量的分析と接合することによって、統計分析において観察できる事柄とは別の文脈を発見することができる。本稿でその一部を紹介した筆者によるローカルヒストリーを中心にした史料存在についての比較研究は、まだ方法的にも開発途上であり、十分な検討が出来ていない部分が多い。特に多様な相続パターンの存在および規範と現実のずれが、その地域性との関係でどのように観察できるのか。本稿では取り上げることでできなかった東欧圏の相続パターンとの関連で、カール・カーザーが指摘しているような権力と相続との相互関係 (Kaser, 1998, 2002, 2003) について、さらに踏み込んだ議論が必要と考える。
5. しかし、最後にここで少なくとも言えることは、地域文化の地理的領域を決定するのは権力者の意図と目的であり、民衆の意図と活動の結果ではないということである。その意味で、これまでしばしば引用されてきた相続慣習の分布図は、多層構造において描かれるべきであり、その多層構造が個々の地域での相続パターンの決定要因となる構成要素である。このような新たな複数の次元での地図理解において、慣習・文化として処理される相続システムは分析対象となりうるが、その詳細な検討は今後の課題としたい。

* 本稿は、比較家族史学会第47回研究大会 (山形大学: 2005年5月28-29日) における報告原稿を加筆修正したものであり、日本学術振興会科学研究費補助金 (基盤研究(B)(2)海外学術調査) 「近代移行期における財産と所有の比較経済史研究」 (平成16年度~18年度、研究代表者、香川大学教育学部教授、村山 聡) および文部科学省科学研究費補助金 (基盤研究(B)(2)) 「前工業化期日本の家族とライフコースの社会学的研究」 (平成13年度~16年度、研究代表者、京都大学大学院文学研究科教授、落合恵美子) による研究成果の一部である。なお、同学会で筆者の報告の司会を務めて頂いた若尾祐司氏には貴重なコメントに対して、また、フロアーからの木下太志氏ならびに住谷一彦氏の質問、またシンポジウムでの討議にも感謝したい。

参考文献：

(1) 邦語文献

- 石部雅亮「18世紀ドイツにおける「家長権」の概念について」永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編（比較家族史学会監修）『家と家父長制』（シリーズ比較家族1）（早稲田大学出版部、1992年）、208-232頁
- 高橋基泰『村の相伝・近代英国編—親族構造・相続慣行・世代継承—』（刀水書房、1999年）
- 平山朝治『イエ社会と個人主義—日本型組織原理の再検討—』（日本経済新聞社、1995年）
- 村山 聡「歴史人口学におけるミクロとマクロ—日本およびドイツ語文化圏における‘Historical Demography’の比較—」『三田学会雑誌』81-4（1989）、176-190頁
- 『近世ヨーロッパ地域史論-経済・社会・文化の史的分析』（法律文化社、1995年）
- 「人口史料の比較近世史」木下太志／浜野潔編著『人類史のなかの人口と家族』（晃洋書房、2003）、101-120頁
- 「マイクロスタディはドイツ研究に何をもたらすか」『ドイツ研究』（Deutschstudien）39（2005）、36-51頁
- 若尾祐司「近世ヨーロッパ農村社会史研究の新しい波—ボヘミア・プロジェクト（Markus Cerman und Hermann Zeitlhofer (Hg.), *Soziale Strukturen in Böhmen. Ein regionaler Vergleich von Wirtschaft und Gesellschaft in Gutsherrschaften*, 16-19. Jahrhundert, Wien/München 2002）から」若尾祐司『近代化プロセスにおける家族と郷土の比較文化史』（平成12年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究B・2）（研究課題番号12410099）研究成果報告書（2004年3月）、1-10頁
- 「19世紀中葉ドイツにおける民俗・郷土研究の出立—W・H・リールの革命体験と「社会的民俗学」—」若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史—史誌・記念碑・郷土—』（名古屋大学出版会、2005年）、298-327頁

(2) 外国語文献

- Brunner, Otto : Das “Ganze Haus” und die alteuropäische “Ökonomik” . Pp. 103-127 in O. Brunner : *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*. 3., unveränd. Aufl. (Göttingen : Vandenhoeck und Ruprecht, 1980)
- Fauve-Chamoux, Antoinette & E. Ochiai (eds.) : *House and the stem family in EurAsian perspective. (Maison et famille-souche : perspectives eurasiennes)*. Proceedings of the C 18 Session. Twelfth International Economic History Congress. August 1998.
- Fertig, Georg & Ulrich Pfister : Gift or commodity? Rural factor markets and family strategies during the eighteenth and nineteenth centuries. (Milano : Working Paper, 2000).
- Hareven, Tamara K. : Families, history and social change. Life-course & cross-cultural perspectives. (Westview Press, 2000)
- Huppertz, Barthel : *Räume und Schichten bäuerlicher Kulturformen in Deutschland. Ein Beitrag zur Deutschen Bauerngeschichte*. (Bonn : Röhrscheid, 1939).
- Kaser, Karl : The stem family in Eastern Europe : cross-cultural and trans-temporal perspectives. Pp. 168-192 in A. Fauve-Chamoux & E. Ochiai (eds.), *House and the stem family in EurAsian perspective. (Maison et famille-souche : perspectives eurasiennes)*. Proceedings of the C 18 Session. Twelfth International Economic History Congress. August 1998.
- : Power and inheritance. Male domination, property, and family in eastern Europe, 1500-1900. Pp. 375-395 in *History of the Family. An International Quarterly*. 7-3 (2002).
- : Power and inheritance : Male domination, property, and family in eastern Europe, 1500-1900. Pp. 53-67 in H. Grandits and P. Heady (eds), *Distinct Inheritances. Property, Family and Community in a Changing Europe*. (Münster : Lit Verlag, 2003).

- Macfarlane, Alan : *The origins of English individualism. The family, property and social transition.* (Oxford, 1978).
- Mannheims, Hildegard & K. Roth : *Nachlaßverzeichnisse. Internationale Bibliographie.* (München : F. Coppenrath Verlag, 1984).
- Mannheims, Hildegard : *Wie wird ein Inventar erstellt? Rechtskommentare als Quelle der volkswissenschaftlichen Forschung.* (Münster : F. Coppenrath Verlag, 1991).
- Medick, Hans : *Weben und Überleben in Leichingen, 1650–1900. Lokalgeschichte als Allgemeine Geschichte.* 2. Aufl. (Göttingen, 1997).
- Matheus, Michael & Walter G. Rödel (Hrsg.) : *Landesgeschichte und historische Demographie.* (Stuttgart : Franz Steiner Verlag, 2000).
- Murayama, Satoshi : *Konfession und Gesellschaft in einem Gewerbezentrum des frühneuzeitlichen Deutschland : Das Wuppertal (Elberfeld-Barmen) von 1650 bis 1820.* (Tokyo : Keio Tsushin, 1990).
- : Regionalismus in der Geschichte der Familie. Die Frühneuzeit in Japan und Deutschland im Vergleich. Pp. 106–120 in *Deutschstudien* 29 (1999).
- : Regional standardization in the age at marriage. A comparative study of preindustrial Germany and Japan. Pp. 303–324 in *The History of the Family* 6–2 (2001).
- : Family property in a German pre-industrial community. An economic transition. (Paper presented at the 28th Annual Meeting of the Social Science History Association in Baltimore, Nov. 13–17, 2003).
- : Inhabitants in comparative perspective. Religious registration and population registers. (Paper presented at the 5th European Social Science History Conference in Berlin, Mar. 24–27, 2004).
- : Determinants of inheritance patterns in Japanese pre-industrial societies. (Forthcoming. Paper presented at the 20th International Congress of Historical Sciences (CISH), Sydney, Australia. July 4–9, 2005a).
- : Zwischen dem neuen Steuerstaat und der mittelalterlichen Tradition : Der Beitrag einer bürgerlichen Advokatenfamilie zur Gründung des Stadtgerichtes in Elberfeld von 1708. (Forthcoming. Paper presented at the Konferenz an dem Monte Verità, Ascona Schweiz : Staatsbildung von unten : Europa 1300–1900. Sep. 8–11, 2005b).
- : Marriage market in comparative perspective. (Forthcoming. Paper presented at the 29th Annual Meeting of the Social Science History Association in Portland, USA, Nov. 3–6, 2005c).
- Opitz, Claudia : Neue Wege der Sozialgeschichte? Ein kritischer Blick auf Otto Brunners Konzept des ‚ganzen Hauses‘. Pp. 88–98 in *Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft* 20–1 (1994).
- Ozment, Steven : *When fathers ruled. Family life in Reformation Europe.* (Cambridge (Mass) / London, 1983).
- Rouette, Susanne : Erbrecht und Besitzweitergabe : Praktiken in der ländlichen Gesellschaft Deutschlands, Diskurse in Politik und Wissenschaft. Pp. 145–166 in R. Prass, J. Schlumbohm, G. Béaur und C. Duhammelle (Hrsg.), *Ländliche Gesellschaften in Deutschland und Frankreich, 18.–19. Jahrhundert.* (Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 2003).
- Sabean, David Waren : *Property, production, and Family in Neckarhausen, 1700–1870.* (Cambridge UK : Cambridge University Press, 1990).
- : *Kinship in Neckarhausen, 1700–1870.* (Cambridge UK : Cambridge University Press, 1998).
- Schlumbohm, Jürgen : *Lebensläufe, Familien, Höfe. Die Bauern und Heuerleute des Osanbrückischen Kirchspiels Belm in proto-industrieller Zeit, 1650–1860.* (Göttingen, 1994a).
- : Land-family bond in peasant practice and in middle-class ideology : Evidence from the North-West German parish of Belm, 1650–1860. Pp. 461–477 in *Central European History* 27–4 (1994b).
- : Gesetze, die nicht durchgesetzt werden – ein Strukturmerkmal des frühneuzeitlichen Staates? Pp. 647–663 in

Geschichte und Gesellschaft 23 (1997).

— : Strong myths and flexible practices : House and stem family in Germany. Pp. 44–58 in A. Fauve-Chamoux & E. Ochiai (eds.), *House and the stem family in EurAsian perspective. (Maison et famille-souche : perspectives eurasiennes)*. Proceedings of the C 18 Session. Twelfth International Economic History Congress. August 1998.

Trossbach, Werner : Das “ganze Haus” – Basiskategorie für das Verständnis der ländlichen Gesellschaft deutscher Territorien in der Frühen Neuzeit? Pp. 277–314 in *Blätter für deutsche Landesgeschichte*. 129 (1993).

(平成17年 5月31日受理)